4　目標達成に向けた取組

（1）　事業系ごみの発生抑制

区では、これまで大規模建築物への立入検査や再利用計画書の提出指導、事業系ごみ分別リーフレットの配布、一般廃棄物収集運搬業者への指導などを通じて、事業系ごみの適正排出と資源化を促進してきました。

一方で、港区は業務・商業機能が集積する地域であり、区内で排出されるごみの半数以上を事業系ごみが占めています。近年は、事業活動の活性化やインバウンドの回復等に伴い、持込ごみ量が増加する傾向にあることから、事業系ごみの更なる発生抑制と資源化の推進が必要です。

今後は、排出事業者による自己処理責任の徹底を基本に、紙類、プラスチック類、食品廃棄物などの分別・資源化を一層推進します。大規模事業者に対しては、再利用計画書を活用した進行管理やデータ活用を検討し、実効性のある取組につなげます。また、飲食店、宿泊施設、小規模事業者に対しては、食品ロス削減や資源循環に関する情報提供、好事例の共有、表彰制度の活用などにより、自主的な取組を促進します。

さらに、繁華街における不適正排出については、関係機関等と連携しながら、排出ルールの周知や指導を進めます。これらの取組により、事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を推進します。

【今後の具体的な取組】

① 事業用大規模建築物のごみ減量や資源の再利用の促進　継続

事業用大規模建築物の新築、増築、用途変更等の機会を捉え、ごみの減量や資源の再利用に配慮した取組について、事業者との協議や情報提供を行います。また、古紙や食品廃棄物等の資源循環の取組事例や再生利用指定制度の周知を通じて、事業者による資源化の取組を促進します。

② 各種手続のオンライン化等の推進　新規

「事業用大規模建築物における再利用計画書」等の各種手続のオンライン化を進め、事業者の利便性の向上及び円滑な手続の実現を図るとともに、ごみの減量や資源の再利用に関する情報発信の充実を図ります。

③ 事業者によるごみ減量・資源化及び適正処理の推進

継続



事業用大規模建築物の所有者及び占有者（テナント）によるごみの減量及び資源の再利用を推進するため、事業用大規模建築物への立入検査等において、ごみ減量アドバイザーの専門的知見を活用し、保管場所の改善、実量測定の導入、再利用率の向上、テナントとの連携強化など、建築物の課題に応じた助言・支援を行います。また、優良事例の共有等により、自主的なごみ減量・資源化の取組を促進します。

④ 一般廃棄物収集運搬業者との連携による適正排出の促進　継続

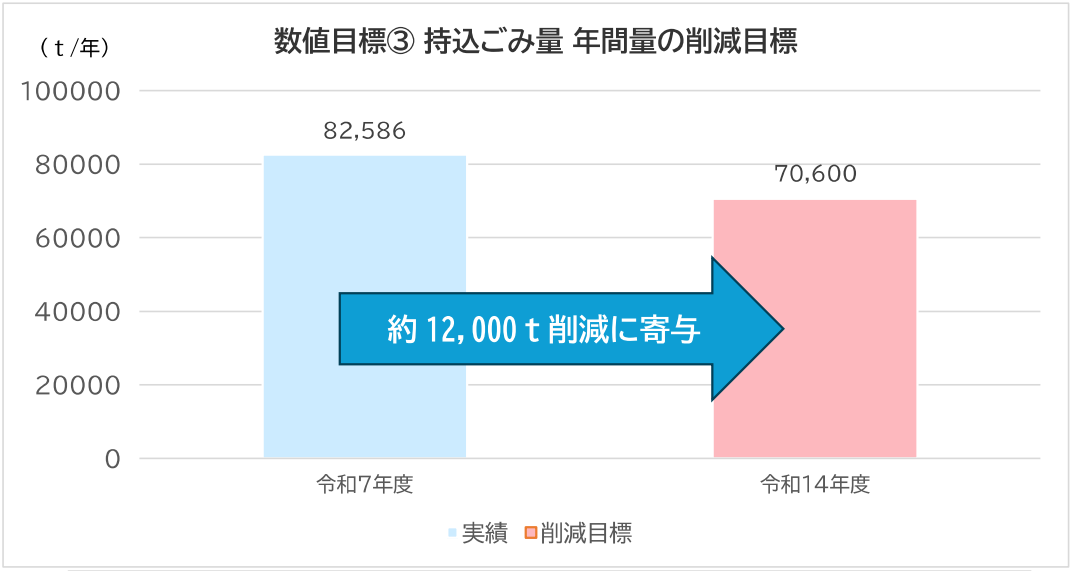
清掃工場で確認された不適正搬入の内容を把握するとともに、不適正排出があった事業所へ立ち入り、排出状況を確認します。適正排出には、一般廃棄物収集運搬業者だけでなく排出事業者の意識向上が必要です。今後は収集運搬業者へのアンケート等により、日常の収集で把握している排出実態や課題を収集し、効果的な減量・適正排出施策の検討に活用します。

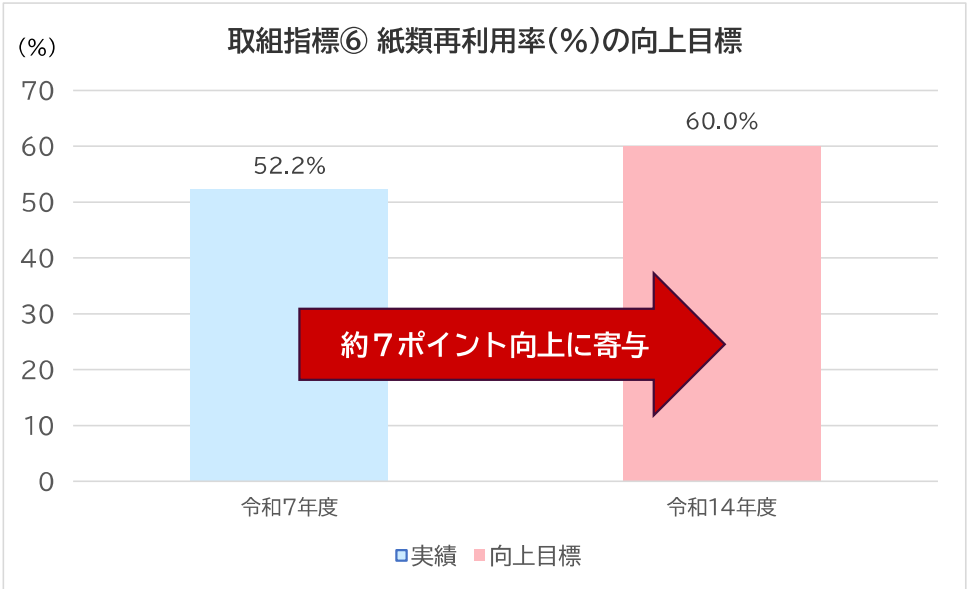
⑤ 民間収集への移行促進　継続

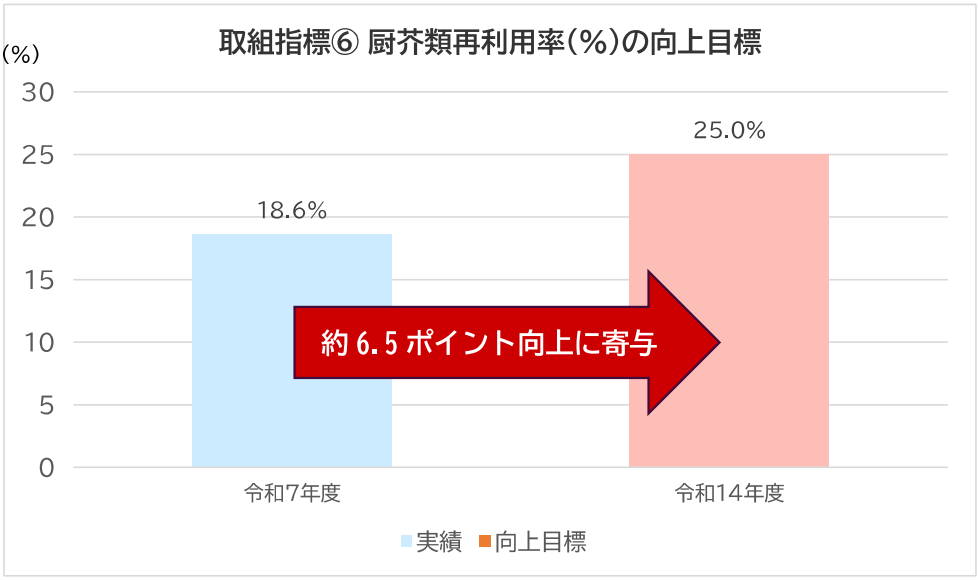
事業系ごみの処理は、排出事業者の自己処理が原則です。事業者のごみの自己処理責任を徹底するため関係部署と連携し、区収集を利用している少量排出事業者に対し、収集の頻度や時間帯などを排出事業者側が個々の状況に合わせて選択できるなどの民間収集（一般廃棄物収集運搬業者に委託）のメリットを示しながら移行を促します。

【取組の効果】

持込ごみ量の増加を抑制するとともに、紙類及び厨芥類の再利用率の向上を図り、グラフに示す目標値の達成をめざします。







（２）　プラスチックの使用抑制と資源循環

区は、平成 20（2008）年 10 月から全国に先駆けて容器包装以外のプラスチック（製品プラスチック）を資源として一体的に回収し、すべて国内の処理施設で身近なプラスチック製品やドライアイスなどに再製品化する、リサイクルによる資源循環を行っています。また、海洋プラスチックごみ問題に関する啓発や、令和２年（2020）年７月のレジ袋有料化を契機としたマイバッグ推進の啓発のほか、「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」に基づき、令和２（2020）年度から区の事務事業及び施設管理において使い捨てプラスチックの削減に率先して取り組んでいます。

一方で、資源として回収されるべきプラスチックの一部が可燃ごみとして排出されている状況もみられることから、分別の徹底と使用抑制を一体的に進める必要があります。引き続き、マイバッグやマイボトルなどのワンウェイプラスチックの代替となる製品の利用、リユース容器や詰め替え商品の利用促進などにより、使い捨てに依存しない生活様式の定着を図るとともに、「プラスチックは資源」という意識のより一層の定着を図ります。

また、飲食店、小売店舗、宿泊施設、イベント主催者等と連携し、製品やサービスの提供段階からプラスチック使用量を削減するよう働きかけるとともに、情報提供、普及啓発、優良事例の共有などを通じて、区民・事業者の主体的な行動を支援し、プラスチックの使用抑制と資源循環を推進します。

【今後の具体的な取組】

① 海洋プラスチック問題の普及･啓発　継続

海洋プラスチック問題の普及・啓発に向け、パネル展やイベント、清掃車へのラッピング、集積所へのプラスチック分別周知看板設置などを引き続き推進し、海洋プラスチック問題に対する意識啓発を行うとともに、３Ｒ推進行動会議を活用して産業団体、消費者団体、清掃協力会などと連携して区民等への意識啓発を行います。

② レジ袋の削減とマイバッグの利用促進　継続

区ホームページや資源とごみの分別ガイドブック等を活用し、マイバッグの利用を推奨しています。今後も多様な広報媒体を通じて、レジ袋の削減とマイバッグの利用を継続的に啓発します。

③ ペットボトルの削減とマイボトルの利用促進　継続

区ホームページや各種パンフレットでマイボトルの利用を推奨しています。区役所本庁舎をはじめ区有施設に設置した冷水器やマイボトル対応型給水機、民間企業と連携した給水スポットの提供など、今後も給水環境の活用を周知し、マイボトルの利用とペットボトルの削減を促進します。



④ リユース食器等の利用促進　継続

リユース食器の貸出しを行い、子ども食堂や町会・自治会のイベント、みなと区民まつり等での利用を通じて、使い捨てプラスチックごみの削減を図ります。

⑤ 使い捨てプラスチック削減に向けた区の率先した取組　継続

「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」に基づき、啓発品の包装や施設内自動販売機のペットボトル商品の見直しなど、全庁的な削減に取り組んでいます。各所管課からの相談には、代替品の提案やプラスチック使用を前提としない啓発品への見直しを依頼しています。今後も庁内への助言を継続し、区の事務事業や施設から排出される使い捨てプラスチックを削減します。

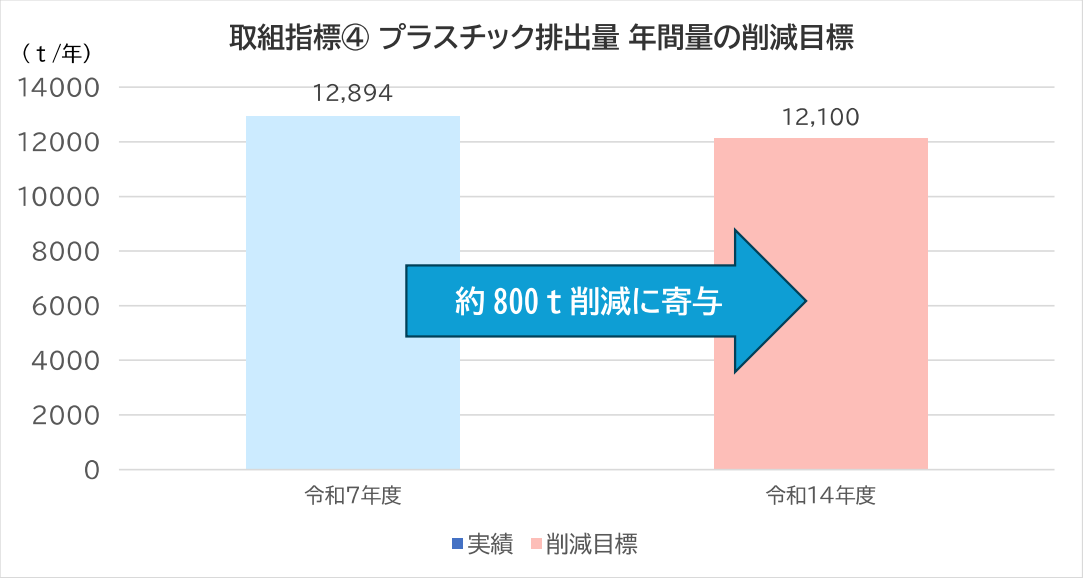
⑥ 拡大生産者責任の強化　継続

「全国都市清掃会議」など様々な機会を捉えて、国や業界団体に対し、商品の製造販売やサービス提供の段階におけるプラスチックの使用抑制、使い捨てを前提とした製品の生産や過剰包装の見直し、環境負荷の少ない素材への切り替え、容器回収を促進するデポジット制度の導入や、事業者による発生抑制等のインセンティブをより働かせる観点から、分別収集・選別保管を含めたすべてのリサイクルコストの事業者負担など、拡大生産者責任の強化を求めていきます。

また、プラスチックリサイクルについて新たな取組を開始する事業者等と連携し、循環経済（サーキュラーエコノミー）を推進するためのリサイクル手法を検討します。

【取組の効果】

区民・事業者・区が連携してプラスチックの排出抑制、資源循環を進めます。これにより、プラスチック排出量を削減し、グラフに示す目標値の達成をめざします。



（3） 食品ロスの削減（港区食品ロス削減推進計画）

区では、食べきり協力店制度、フードドライブ、家庭用生ごみ処理機等の購入費助成、段ボールコンポスト講座など、食品ロス削減に向けた多様な取組を進めてきました。また、コンビニエンスストアやスーパーマーケットと連携し、フードドライブの受付拠点を拡充するなど、未利用食品の有効活用にも取り組んでいます。

一方で、家庭ごみの中には依然として未利用食品が含まれており、飲食店や宿泊施設等においても食品ロス削減に取り組んでいない事業者がみられます。引き続き、家庭における「買い過ぎない」「使い切る」「食べ切る」といった行動の定着を図るため、食品ロスの現状や削減効果を分かりやすく発信します。

また、飲食店等の事業者に対しては、小盛りメニューの導入、食べ残し削減の呼びかけ、未利用食品の有効活用などを促進します。区は、優良事例の共有や食べきり協力店制度の周知、食品ロス削減に取り組むメリットの発信を通じて、家庭と事業者の双方による食品ロス削減を推進します。

【今後の具体的な取組】

① フードドライブの拡大 拡充



フードドライブの常設窓口を、区有施設に加え、一部のコンビニエンスストア及びスーパーマーケットにも拡大し、区主催イベントでも臨時窓口を設けています。今後も、回収機会の充実と食品の提供先の拡大に向けて民間事業者との連携を進め、夜間や土日にも利用しやすい受付体制の充実を図ります。

② 企業版フードドライブの展開　継続

企業から排出される災害備蓄食料等の未利用食品や食品廃棄物（事業系廃棄物）について、相談内容に応じてフードバンクを紹介しています。食品を提供したい企業と食品を必要とする施設（子ども食堂、フードバンク等）をつなぐマッチング機能の確保について検討します。必要な支援を検討するとともに、既存のフードバンクとの連携を継続します。

③ 企業や大学等教育機関と連携した啓発　継続

これまで、食品ロス削減を推進することを目的とした連携協定に基づき、食品ロスになりがちな食材を活用した「スイーツレシピコンテスト」や「親子向けエコ料理教室」等を開催し、食品ロス削減の普及・啓発に取り組んできました。今後も、企業を含めさまざまな機関と連携した食品ロスの効果的な削減方法に関する学習・啓発の機会を充実させます。

④ 食べきり協力店の拡充と取組支援　継続

食べ残しを減らす取組を行う飲食店・宿泊施設等を登録・紹介する「食べきり協力店」の拡充に向け、食べ切れなかった料理を「お客様の自己責任で」持ち帰る取組を飲食店等が積極的に導入できるよう、環境省が提唱する「ｍｏｔｔＥＣＯ」（愛称：モッテコ）を実施するｍｏｔｔＥＣＯ普及コンソーシアムへの加入と飲食店等への支援を検討します。また、引き続き登録店の拡充と優良事例の発信を進め、事業者と消費者双方の食品ロス削減を促進します。

⑤ 食品ロス削減ハンドブックを活用した事業者への啓発　継続

生ごみの減量方法、ドギーバッグやフードシェアリングアプリの活用事例などをまとめた「食品ロス削減ハンドブック」を作成し、区ホームページで公開しています。また、事業用大規模建築物への立入検査時に配布するなど、事業者への周知・啓発に活用しています。今後も、冊子やデータを効果的に活用し、区内飲食店や食品小売店等への普及を進めます。

⑥ 食品ロス削減月間と食品ロス削減の日における普及・啓発　継続

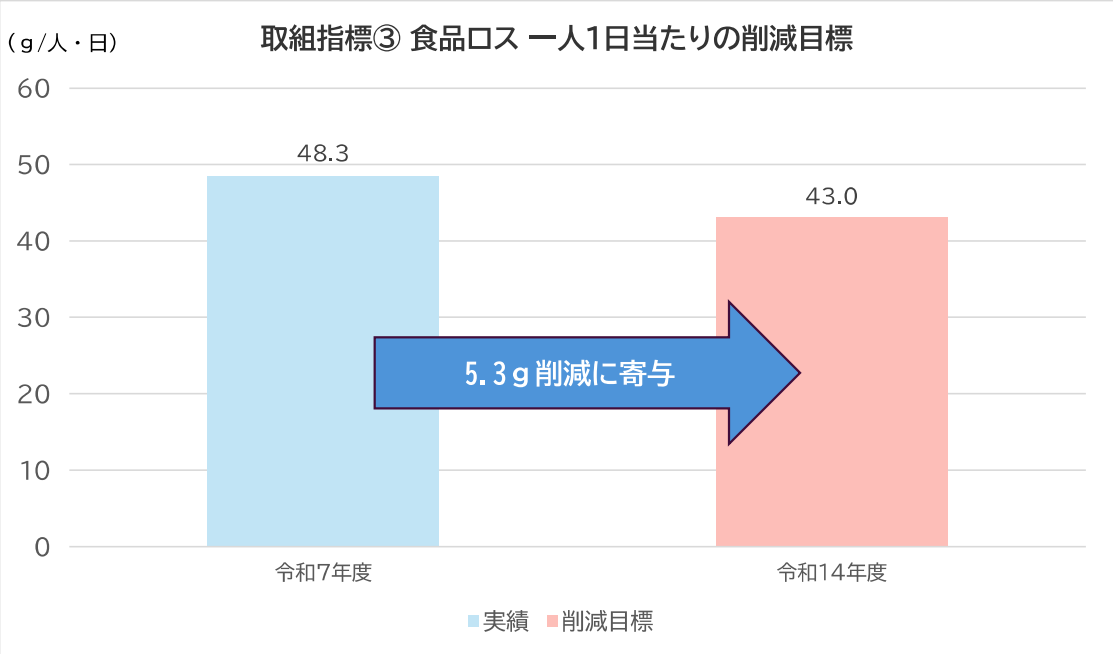
区民の食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10 月の「食品ロス削減月間」や 10 月 30 日の「食品ロス削減の日」に、「食べきり協力店」をはじめとした区内事業者と連携し、普及・啓発キャンペーンを実施します。

⑦ 食品廃棄物リサイクルの促進　継続

事業者が排出する食品廃棄物のリサイクル（肥料化、飼料化、ガス化等）を促進するため、品目や事業者の規模等に応じて、事業者のニーズに合った食品廃棄物のリサイクル事業者を紹介します。

【取組の効果】

未利用食品の廃棄や食べ残しの削減を促すことで、家庭からの食品ロス発生量を削減し、グラフに示す目標値の達成をめざします。



港区食品ロス削減推進計画の独自指標

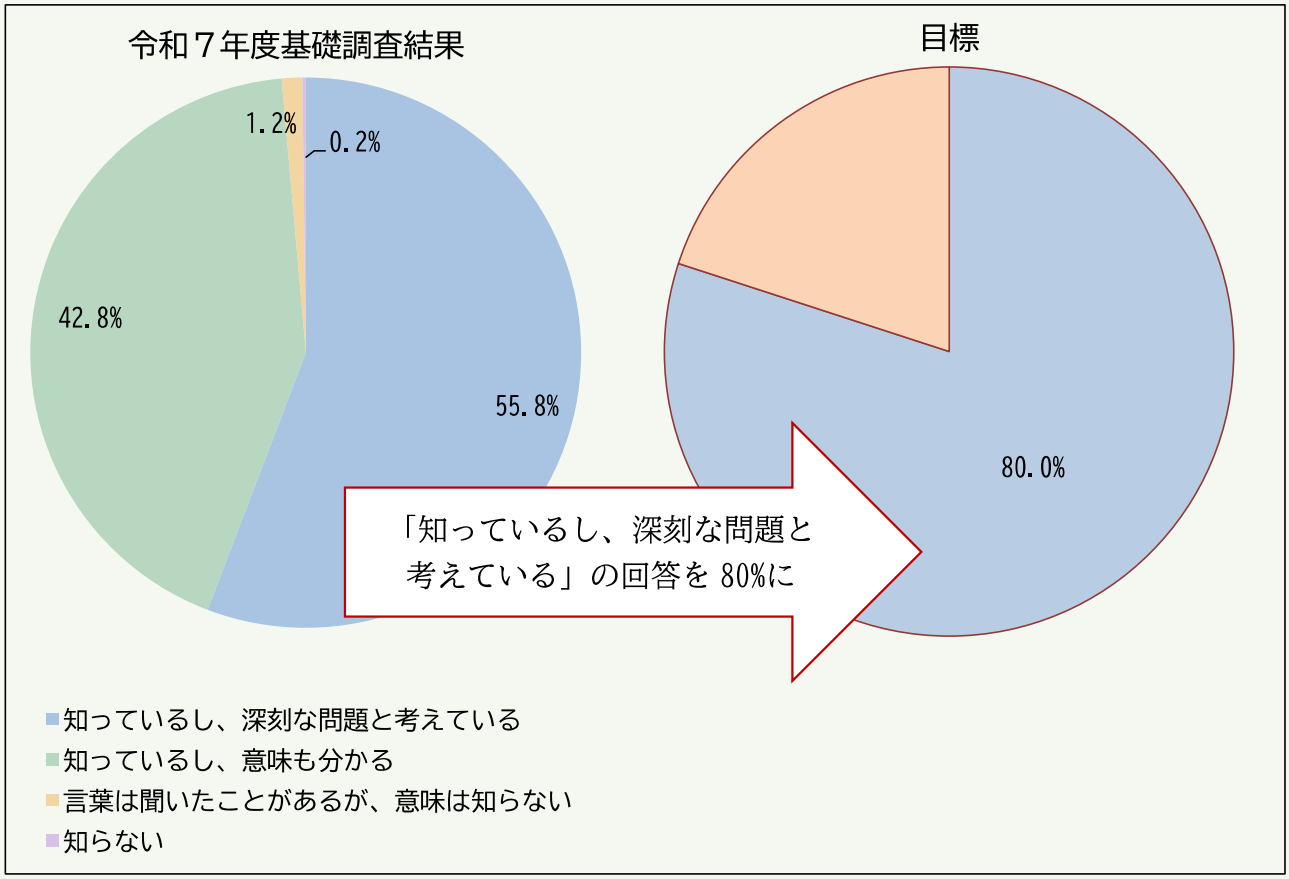
■ 食品ロス削減に向けた独自指標

食品ロス削減には、区民・事業者の行動・意識の変化が不可欠です。食品ロス削減のための行動や意識がどのように変化したかを把握するため、「港区食品ロス削減推進計画」の独自指標を設定します。

■ 区民向け食品ロス削減

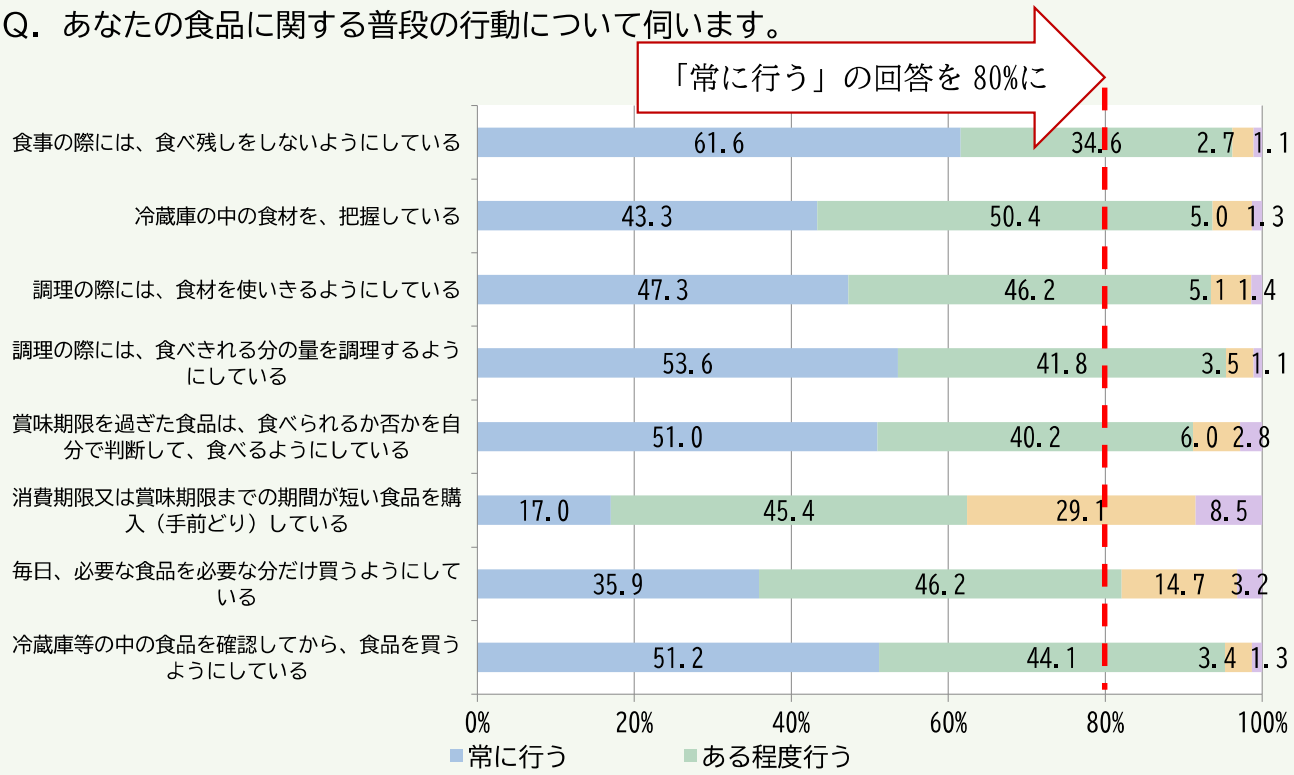
区民の食品ロスに関する認知度

Q．あなたは、食品ロスという言葉を知っていますか？



区民の食品に対する普段の行動

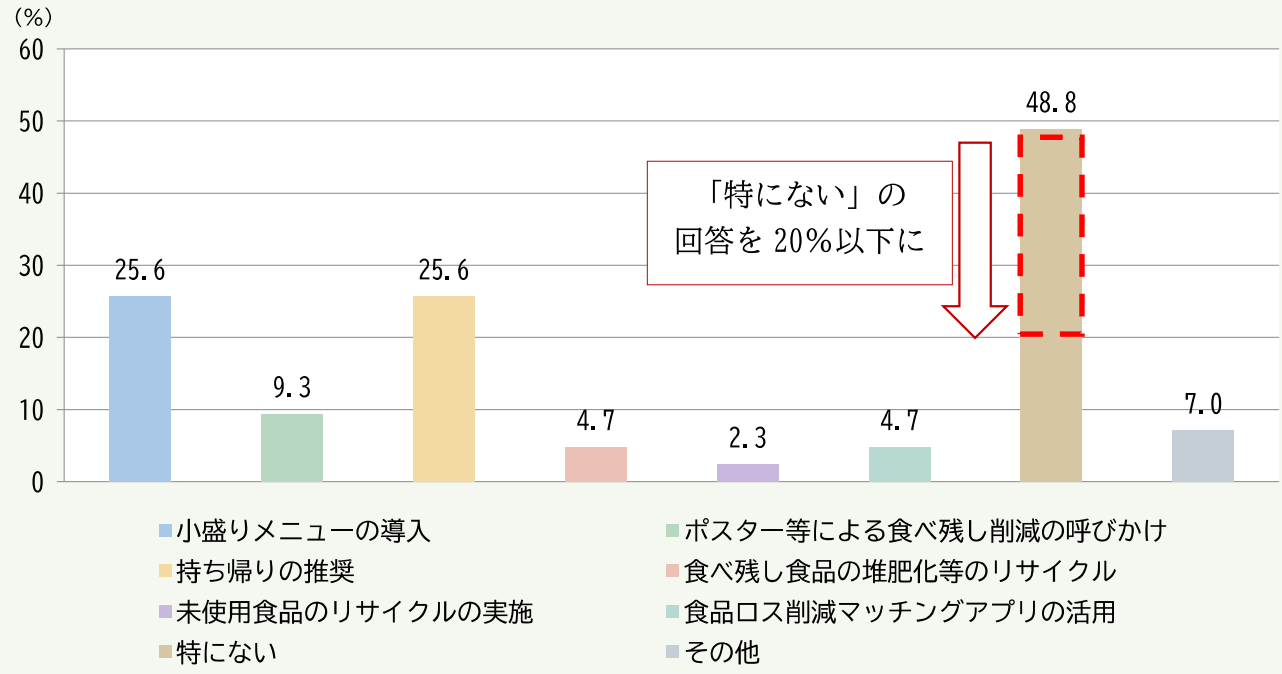
Q．あなたの食品に関する普段の行動について伺います。



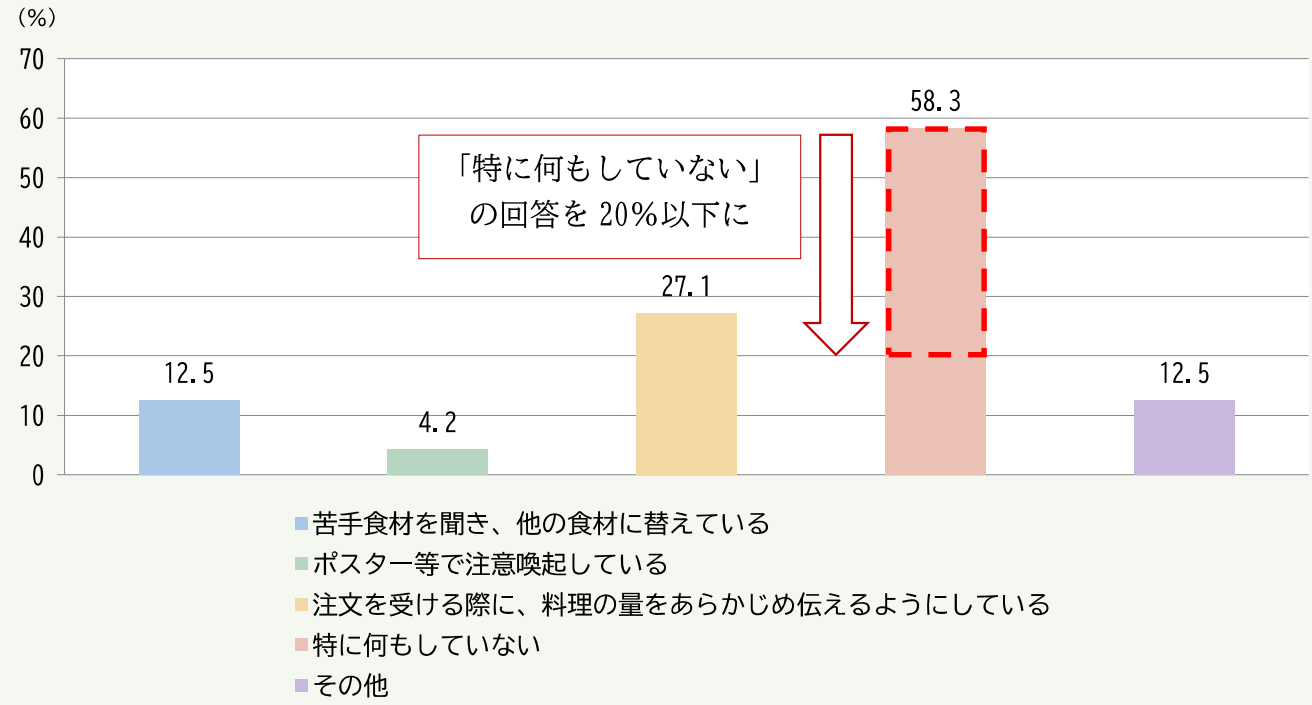
■ 事業者向け食品ロス削減

事業者の食品廃棄物削減の取組状況

Q．食品廃棄物削減のため、事業所で取り組んでいるのはどのようなことですか？

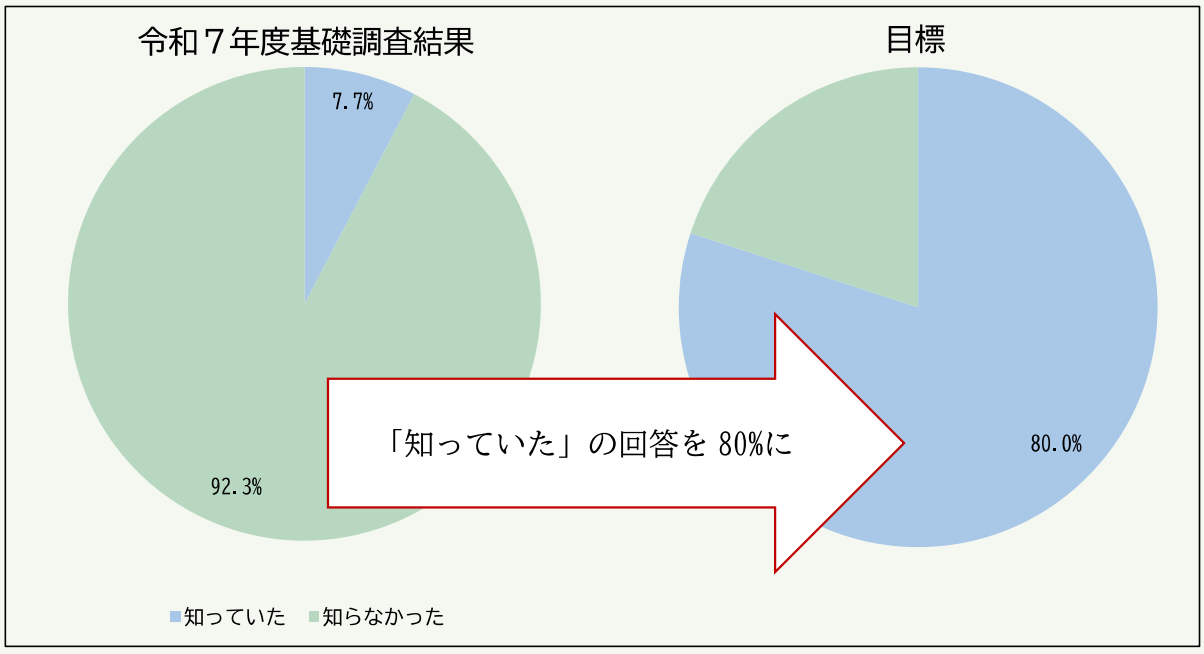


Q．宴会での食べ残しを減らすために、取り組んでいることはありますか？



食べきり協力店登録制度の認知度

Q．区の“食べきり協力店”の登録制度を知っていますか？



（４）　資源回収の拡大

区では、集積所での資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、区有施設に回収ボックスを設置して使用済み小型家電製品、リチウムイオン充電池、古着、廃食用油などを集める「拠点回収」、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属類などの資源を選別する「ピックアップ回収」や、まだ使える木製家具を無料で引き取り安価で販売する「家具のリサイクル展」など、多様な手法により資源回収の機会を広げてきました。

一方で、可燃ごみの中には、紙類、プラスチック類など、資源化可能なものが依然として混入しています。

回収品目の拡大と可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ量の削減の促進に向け、区民ニーズや回収手法及び再資源化の実現性、処理先の確保などについて引き続き検討するとともに、回収拠点の拡充、イベント回収の活用、不燃ごみや粗大ごみからの資源回収など、既存施策の拡充に取り組みます。

また、資源として出せる品目や排出方法の分かりやすい周知や回収した資源がどのように再利用・再資源化されているのかを積極的に発信して、区民が「分別が資源循環につながっている」と実感できる周知を進め、区民の主体的な分別行動の促進と、資源回収の拡大・資源化率の向上を図ります。

【今後の具体的な取組】

① 古着の拠点回収の拡大　拡充

可燃ごみに多く含まれている「古着」の資源回収とリユース機会を拡充するため、引き続き回収拠点の増設を図るとともに、特に需要のある子ども服の回収強化を図ります。また、回収した古着の選別等に当たっては、障害者就労支援施設やシルバー人材センター等との連携を検討します。



② 陶磁器類のリサイクル促進とおもちゃのリユース　継続

陶磁器・ガラス類のリユース及びリサイクルを行うため、拠点回収と不燃ごみからピックアップし、リユースできるものは区民等へ提供し、リユースできないものは土木資材や再生食器にリサイクルしています。回収した陶磁器・ガラス類の選別に当たっては、障害者就労支援施設やシルバー人材センター等との連携を検討します。

また、区有施設等の拠点で回収するおもちゃ等についてもリユースの機会拡大に向け強化を図ります。

③ その他再生可能紙の資源回収促進　継続

その他再生可能紙の資源回収を促進するため、区では、雑紙と言われる新聞、段ボー

ル、紙パック、雑誌を除くリサイクル可能な紙類は、雑誌に挟むか、紙袋に入れて集積所に出すことができ、排出の負担軽減を図っています。また、集団回収でも、その他再生紙を含む古紙の回収量に応じて集団回収実践団体に報奨金を交付し、分別意識の向上と回収量の増加を図ります。

④ 使用済み紙おむつのリサイクル　継続

使用済み紙おむつについて、企業によるリサイクル技術の進展等を注視しながら、環境省の「使用済おむつの再生利用等に関するガイドライン（令和８（2026）年４月改定）」を参考に、民間リサイクル施設の確保、実現可能な収集・運搬体制、各家庭からの排出方法や排出者への配慮など想定される課題について、回収及びリサイクルの実現に向けた情報収集・検討を進めます。

⑤ 厨芥ごみのリサイクル　継続

家庭から排出される可燃ごみの約４分の１を占める厨芥ごみ（生ごみ）について、国や他団体の動向、企業によるリサイクル技術の進展等を注視しながら、民間リサイクル施設の確保、実現可能な収集・運搬体制、各家庭からの排出方法や排出者への配慮などの想定される課題について、回収及びリサイクルの実現に向けた情報収集・検討を進めます。また、生ごみ処理機の購入費助成や段ボールコンポスト講座を通じ、厨芥ごみの減量とリサイクルの普及・啓発を実施するとともに、既に一部地域で実施しているコミュニティコンポストなど、官民連携の取組の充実を図ります。

⑥ 拠点回収から集積所回収への移行　継続

区有施設で拠点回収を行っている使用済み乾電池、ペットボトルキャップなどについて、回収実績やニーズ、費用対効果などを踏まえ、より利便性の高い集積所回収への移行を検討します。

⑦ 障害者就労支援施設との連携強化　継続

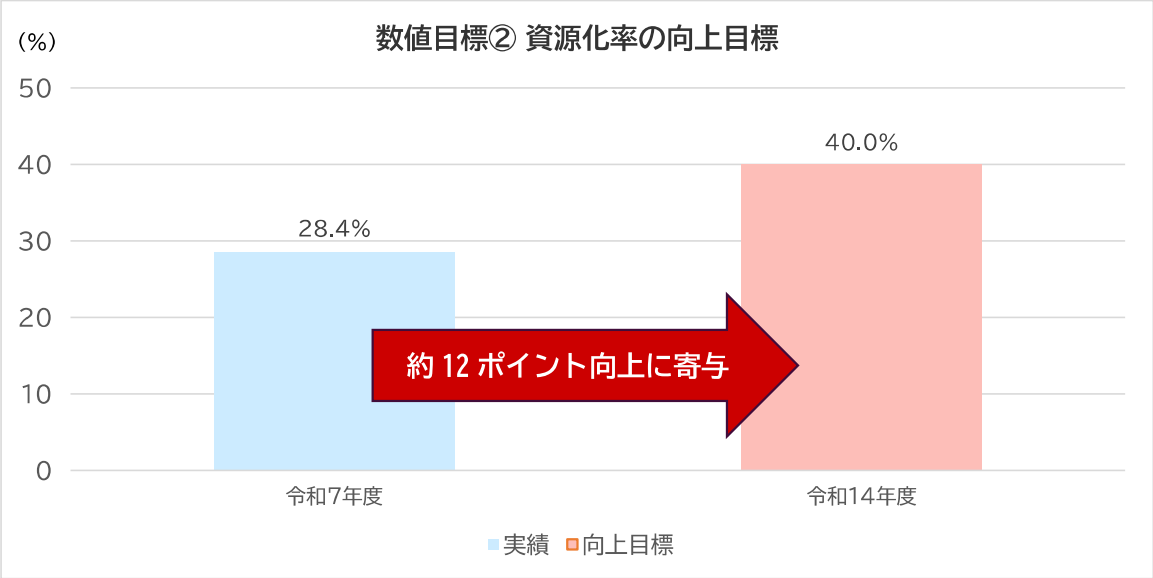
不燃ごみ等から回収した電化製品のコードやケーブルを銅線とビニールに仕分ける剥離及び、携帯電話やおもちゃの分解・選別業務や、フードドライブで回収した未利用食品の仕分け及び食品を必要とする団体等とのマッチング等業務を、引き続き障害者就労支援施設に業務委託することで障害者の就労を支援します。今後も、安全性と業務への適合性が確保できる業務での連携を推進します。

⑧ 家具のリサイクル展の充実　継続

港資源化センター内で開催している「家具のリサイクル展」では、休館日の日曜日に年５回臨時開館するほか、地域の掲示板サイトに商品を掲載し、利用者の利便性向上と家具のリユースを促進しています。引き続き、開催方法や情報発信を工夫するとともに、リユース可能な良質の木製家具が粗大ごみとして廃棄されないよう、回収を強化し「家具のリサイクル展」での取扱量を拡大します。

【取組の効果】

普及・啓発を推進するとともに、資源として再利用可能なものの回収を強化することにより、グラフに示す目標値の達成をめざします。



（５） 持続可能な集団回収制度の構築

区では、これまで集団回収団体への報奨金の交付や作業補助資器材の貸出し、古紙価格の変動に対応するための回収業者への助成など、制度を支えるための支援を行ってきました。また、集団回収の品目に小規模事業者が排出する古紙も追加し、区民と事業者が連携した資源再利用運動が可能となっています。

一方で、紙類の発生量の減少、単身世帯や集合住宅の増加、地域活動の担い手不足など、集団回収を取り巻く状況は変化しています。今後は、ライフスタイルや地域コミュニティの変化を踏まえ、活動団体や回収業者が継続しやすく、区民が参加しやすい仕組みづくりを進める必要があります。

区は、既存団体への支援、手続の分かりやすさの向上、小規模事業者やマンション管理組合等への参加促進、回収業者との連携強化を図るとともに、集団回収による資源循環の効果を分かりやすく発信し、持続可能な集団回収制度の構築を進めます。



【今後の具体的な取組】

① 集団回収実践団体に対する報奨金の見直し 継続

資源回収への地域住民の参画を促進し、資源回収量の拡大を図るため、可燃ごみとして多くが焼却処分されている古紙・布類を中心に、集団回収実践団体に対する報奨金の

単価を状況を踏まえて見直し、分別意識の向上と集団回収実践団体の活動を支援します。

② 古紙価格の変動に対応した回収業者への支援　継続

古紙価格の下落時にも集団回収を安定して継続できるよう、集団回収のネットワークを支える古紙回収事業者の経営を支援するため、助成を行っています。今後も古紙価格の動向を注視し、回収事業者に対する安定的な支援を継続します。

③ 回収事業者登録制度の維持　継続

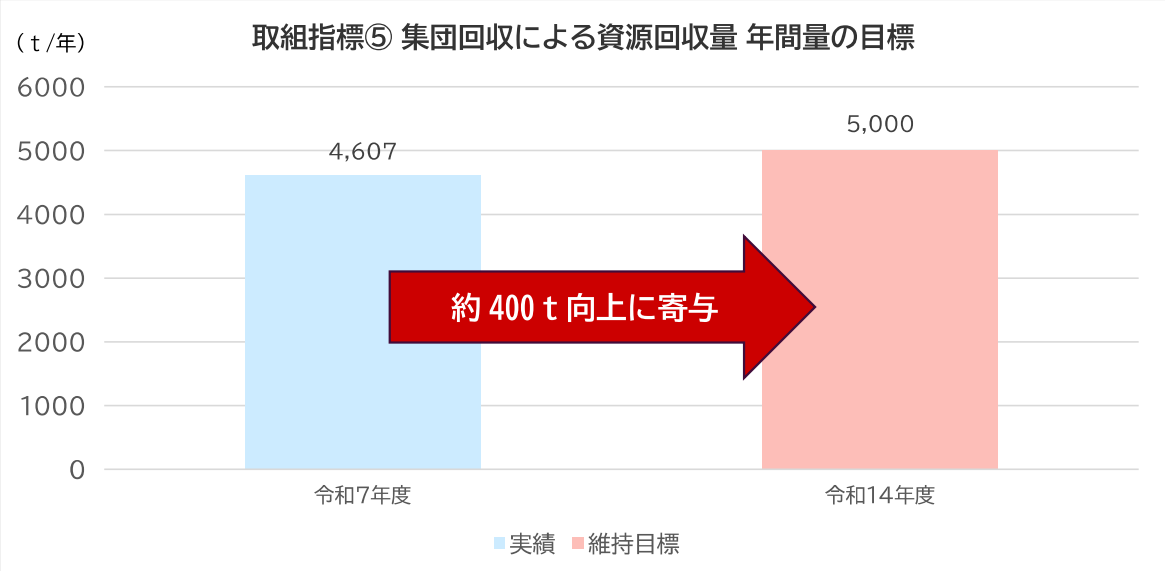
適正かつ円滑に集団回収を実施できる回収事業者の登録制度により集団回収実践団体が安心して事業者を選択できる環境整備と、双方のマッチング支援につながっています。今後も登録を希望する事業者の登録を随時受け付け、事業者リストを区ホームページに更新・公開します。

④ 小規模事業者と集団回収実践団体のマッチング　継続

小規模事業者（中小企業基本法上の小規模企業者）による古紙リサイクル及び地域貢献促進のため、「集団回収の手引き」や区ホームページを活用し、小規模事業者が地域の集団回収活動に参加できる制度を周知しています。また、小規模事業者から相談があった場合は、近隣の集団回収実践団体を紹介するなど、個別の状況に応じて対応しています。今後も商店街や中小企業団体等に対する制度の周知を継続し、小規模事業者と集団回収実践団体の円滑なマッチングを図ります。

【取組の効果】

区民の自主的な資源回収活動を支え、集団回収による資源回収量の増加を図ることで、グラフに示す目標値の達成をめざします。



（６）　安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

区では、資源・ごみの収集運搬に加え、集積所での分別や排出方法に関する相談、不適正排出への指導などを通じて、清潔で快適な生活環境の確保に取り組んできました。また、繁華街における早朝収集や、高齢者、障害者、妊産婦等で構成する世帯への戸別訪問収集、粗大ごみの運び出し収集など、地域特性や区民の生活状況に応じた収集サービスを実施しています。今後も、高齢者や障害者、子育て部門など福祉部門と連携してニーズを把握しながら、サービスの向上を図っていく必要があります。

また、人口増加、集積所の分散化、夏季の猛暑などにより収集業務の困難性が増すことが想定されるため、職員の安全確保、交通事故や作業中の事故防止、職員研修の充実に取り組みます。



さらに、リチウムイオン電池などの小型充電式電池がごみや資源に混入することによる清掃車両や処理施設の火災を防ぐため、危険物の正しい出し方を分かりやすく周知します。あわせて、持続可能な収集運搬体制を構築するため、収集ルートの見直しやＩＣＴ・ＡＩなどのデジタル技術の活用を検討し、安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善を進めます。

【今後の具体的な取組】

①　福祉部門と連携した戸別訪問収集・粗大ごみ運び出しサービス　継続

戸別訪問収集・粗大ごみ運び出しサービスの対象に、指定難病・特定疾病に罹患している方、妊婦、１歳未満の子どもを養育するひとり親世帯を追加しました。

引き続き福祉部門と連携し、高齢者や障害者、子育て世帯など資源・ごみ出しに負担を抱える区民を支援し、誰もが利用しやすい収集サービスの提供を推進します。

②　集積所の分散化への対応　継続

ごみ集積所の設置・移設・廃止に関する相談に対し、利用住民間の意向確認や合意形成、申請手続までの流れを案内しています。各戸収集には分別促進や集積所管理の負担軽減等の利点がある一方、収集コストの増加等の課題があります。今後も他自治体の動向を注視し、利点と課題の両面から各戸収集について調査・研究します。

③　繁華街における早朝収集の実施　継続

一部繁華街では、街の美観維持や通勤・通学時間帯への影響軽減のため、早朝収集を実施しています。事業系ごみが回収前にカラスなどによって散乱する事例があるため、今後も早朝収集を継続します。

④ 繁華街におけるマナー啓発　継続

繁華街で不適正排出の通報があった際は、現地を確認し、排出者を特定できた場合には適正な排出方法を指導しています。事業系ごみの散乱防止には、排出事業者のマナー向上が引き続き必要です。今後も集積所のパトロールを実施し、関係部署と連携しながら個別指導と啓発を継続します。

⑤ 危険物等の適正排出の徹底　拡充

令和７（2025）年９月から開始したリチウムイオン電池等の集積所回収を着実に実施するとともに、発火などのおそれがある廃棄物の適正な分別・排出の徹底に向けた周知啓発を強化し、収集・運搬及び処理の各段階における火災事故等の防止を図ります。



⑥ 各種手続のＩＣＴ化推進　継続

粗大ごみ収集の申込みをはじめとする各種手続について、ＩＣＴの活用を推進し、区民や事業者の利便性向上を図ります。また、オンライン手続の充実や情報発信の強化により、誰もが利用しやすい行政サービスの実現をめざします。

⑦ 粗大ごみ収集の待ち時間短縮　継続

粗大ごみ収集の混雑を解消するため収集車両を増車し、申込みからおおむね２週間で収集できる体制を整えました。今後も、申込状況に応じた収集体制の確保と運用改善に取り組みます。

⑧ 先端技術を活用した清掃事業の安全性の向上と効率化　拡充

ＡＩやＩｏＴ、デジタル技術等の先端技術を活用し、収集・運搬業務の効率化や安全性の向上を推進します。また、収集実績や問合せデータ等を活用した業務改善を図り、限られた人員の中でも安定的かつ持続可能な清掃事業を実現します。

⑨ 港資源化センターの設備更新・長寿命化　継続

港資源化センターの老朽化したびん・缶の中間処理設備について、令和４（2022）年度に更新工事を実施しました。今後は、更新した設備の安定稼働を確保するため、適切な点検・維持管理を継続し、作業能率と処理品質の維持向上を図ります。

⑩ 在宅医療廃棄物の適正処理　新規

高齢化の進展や在宅医療の普及に伴う在宅医療廃棄物の増加を見据え、薬剤師会や医療機関等の関係機関との連携を図りながら、適正処理に関する普及啓発を推進するとともに、注射針等の処理困難物の持続可能な回収体制の確保に取り組みます。

⑪ 荒天時や感染症流行期の収集体制の確保　継続

台風や感染症の流行などの非常時にも適切に判断・対応できるよう、必要な人員・車両の確保や収集中止時の区民周知など、対応体制の整備を進めます。

⑫ 収集業務の安全確保　拡充

近年の猛暑の常態化や集積所の分散化などにより、収集業務に伴う熱中症、交通事故、労働災害等のリスクが高まっています。区は、職員の安全と健康を確保するため、熱中症対策の徹底、安全運転意識の向上を推進します。安全パトロールや研修等を通じて事故防止の取組を継続するとともに、計画的な保護具や被服、資機材の更新を進め、安全で持続可能な収集運搬体制を構築します。

⑬ 家庭ごみの有料化に向けた課題整理　継続

家庭ごみの有料化については、排出抑制や負担の公平化等の効果が期待される一方、不法投棄や区民負担等の課題があり、港区単独ではなく 23 区全体での検討を進めます。

（7）　災害等への対応力の向上

近年の大規模災害の教訓を踏まえ、災害時においても清掃業務を安定的に継続し、区民の衛生的な生活環境を確保するための備えを強化する必要があります。災害時には、通常の生活ごみに加え、片付けごみや建物の損壊に伴う廃棄物など、大量の災害廃棄物が発生することが想定されます。

区は、「港区災害廃棄物処理基本方針」に基づき、平常時から特別区をはじめとする協定締結自治体、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、民間事業者、関係団体等との連携を進めます。あわせて、発災時における収集運搬ルートの確保、仮置場の開設・運営、災害廃棄物の分別・保管・搬出、処理先の確保などについて具体的な対応手順を整理し、訓練や研修を通じて職員の対応力向上を図ります。

また、災害時には、平常時と異なるごみの出し方や排出場所となる場合があるため、区民への情報発信やごみ排出ルールの周知を充実させます。発災時には、区ホームページ、ＳＮＳ、防災情報メール、地域団体等を通じて必要な情報を迅速に発信し、円滑な清掃事業の運営につなげます。



これらの取組により、区は、災害時においても安全で衛生的な生活環境を確保できる廃棄物処理体制の構築を進めます。

【今後の具体的な取組】

① 港区災害廃棄物処理基本方針の推進　拡充

近年の大規模災害においては、災害廃棄物の発生量の迅速な把握、仮置場の確保、広域処理体制の構築、受援体制の整備及び情報共有の重要性が改めて示されました。また、デジタル技術を活用した被害状況の把握の必要性も明らかになっています。港区におい

ては、都心区としての地域特性や人口増加、集合住宅の増加等を踏まえ、初動対応体制、仮置場運営、広域連携及びＤＸの活用等を強化し、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の更なる充実を図ります。

② 平時・災害時の区民周知 新規

災害時の混乱を最小限に抑え、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、平時から区民に対し、災害時のごみの分別方法や排出ルール、仮置場の役割等について周知啓発を行います。また、集合住宅や外国人居住者が多い港区の特性を踏まえ、多様な区民に分かりやすい情報提供を推進するとともに、発災時に迅速な情報発信を行う体制を整備します。

③ 関係機関との連携 継続

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を実現するため、協定締結団体をはじめとする関係機関との連携を強化します。平時から情報共有や訓練等を通じて協力体制の実効性を高めるとともに、発災時には人的・物的支援を円滑に受けられる受援体制を整備し、広域連携による効率的な処理体制を確保します。

④ 風水害への備え 新規

気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害に備え、浸水被害等によって発生する災害廃棄物への対応を強化します。特に地下施設や高層建築物が集積する港区の地域特性を踏まえ、震災と同様に関係機関との連携や区民への情報提供体制を充実させ、迅速な復旧・復興に資する災害廃棄物処理体制を確保します。

⑤ 職員の対応力の向上 新規

訓練や研修に加え、被災地域への応援派遣や他自治体との人的交流を通じて、災害対応の実務経験を有する職員の育成を図り、発災時に迅速かつ的確に対応できる体制を強化します。

（８） 効果的な普及・啓発と環境学習の充実

区では、これまで広報紙、区ホームページ、リーフレット、イベント等を通じて周知・啓発を行ってきましたが、区の施策について「知らない」「利用したことがない」とする区民も少なくありません。

今後は、制度やルールを伝えるだけでなく、区民や事業者の行動変容につながる情報発信を強化します。ＳＮＳ、動画、デジタルサイネージ等を活用し、若い世代や転入者にも届きやすい発信を進めるとともに、ごみ分別や食品ロス削減の効果、回収した資源の再利用先などを視覚的に分かりやすく示し、資源循環の効果を見える化します。

また、学校や地域イベントと連携した体験型環境学習を充実させ、幼少期から環境意識を育む取組を進めます。子どもを通じて家庭全体の意識向上を図り、継続的な行動変容につなげます。さらに、外国人住民や観光客、来街者にも分かりやすいよう、多言語での情報提供に加え、イラストやピクトグラムを活用した周知・啓発を進めます。

区は、区民や事業者に対し、ごみを減らし資源を循環させることが、清潔で快適な生

活環境の維持や港区の魅力向上につながることを分かりやすく発信し、地域への愛着や誇りを育みながら、効果的な普及・啓発と環境学習の充実を図ります。

【今後の具体的な取組】

① ごみの減量・分別の徹底に向けた情報発信 拡充

区民や事業者によるごみの減量と分別の徹底を促進するため、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を活用した情報発信を行うとともに、ＡＩを活用し、資源・ごみの分別方法や排出ルールを分かりやすく案内します。また、ごみ排出量や資源化量などの情報を見える化し、取組成果や課題を区民・事業者と共有することで、行動変容を促進します。多様化・複雑化する分別ルールについて、区民が必要な情報を容易に取得できる環境を整備し、適正排出の推進と資源化率の向上を図ります。

② 清掃協力団体との連携強化 継続

清掃協力団体との連携を強化し、地域に根差した環境美化活動や３Ｒの普及啓発を推進します。あわせて、「３Ｒ推進行動会議」を多様な主体が参画する協働の場として充実させ、今後も団体間の連携や取組の創出・発展を図ります。

③ 次世代を担う環境人材の育成 継続

小学校低学年・高学年・中学生向けの環境学習教材「港区のごみとリサイクル」の活用や、学校、幼稚園、保育園等での体験型環境学習を通じて、子どもたちが環境問題を自らの課題として捉え、主体的に行動できる力を育みます。

また、資源循環や食品ロス削減、ごみ減量などを家庭で実践する機会を創出することで、子どもから保護者へ、さらに家庭全体へと環境配慮行動の輪を広げます。



④ ３Ｒに取り組む区民・事業者・団体の認証 継続

みなとエコショップ認定制度やみなと食べきり協力店事業をはじめ、３Ｒの推進や食品ロス削減に資する取組を実践する区民・事業者・団体を積極的に認定・発信し、先進的な取組の共有や横展開を図ることで、多様な主体の参画による地域ぐるみの資源循環の取組を推進します。

⑤ 区施設・イベント会場等での分別表示 拡充

区施設やイベント会場等における分かりやすい分別表示の充実を図るとともに、ちぃばす車内での動画放映など多様な媒体を活用した情報発信を推進することで、区民や来街者の資源循環に対する理解を深め、日常生活や事業活動における適切な分別・排出行動の定着を促進します。

⑥ 清掃車両のラッピング　継続

清掃車両は、日常的に区内を巡回することから、区民や来街者に対する効果的な情報発信媒体となります。区は、海洋プラスチック問題や資源の適正分別、ごみ減量、脱炭素化等に関するメッセージを掲載したラッピング車両を活用し、環境意識の向上と行動変容を促進します。

⑦ 港資源化センター啓発動画の活用による情報発信　継続

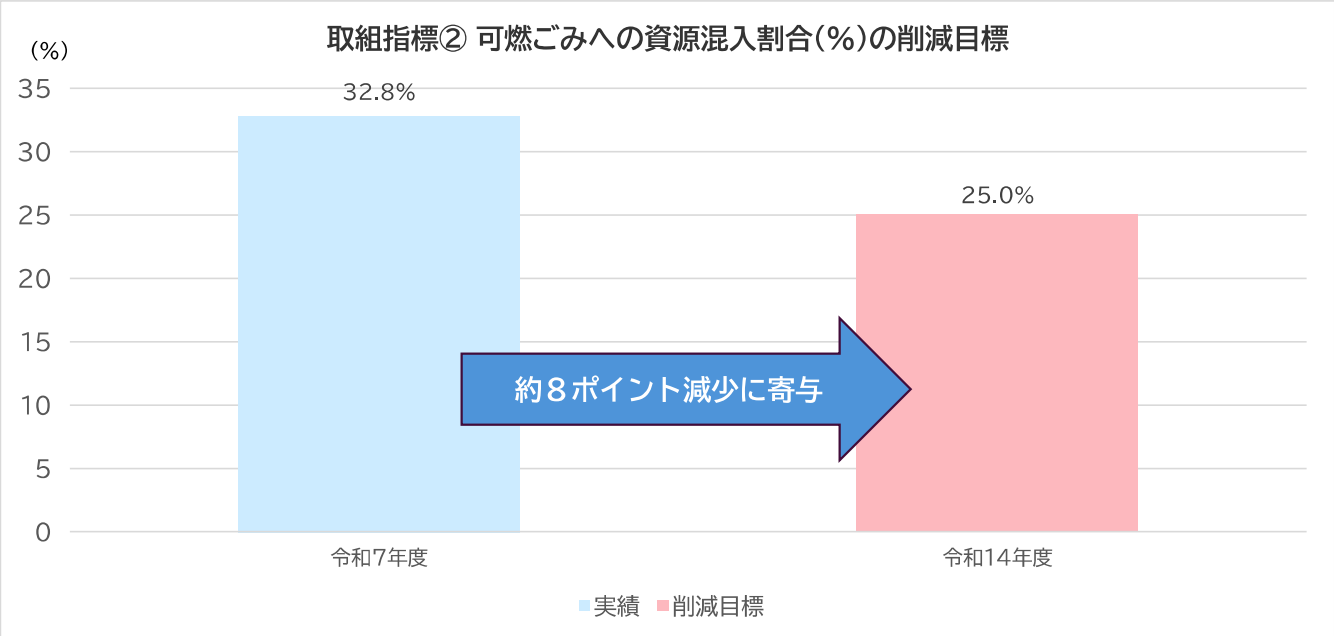
令和５（2023）年度に、港資源化センターの中間処理工程と資源分別を紹介する啓発動画を作成しました。現在は視察受入れ時の説明に活用するとともに、ＹｏｕＴｕｂｅで公開しています。今後も視察や環境学習等で動画を活用し、資源分別と適正排出への理解を促進します。

⑧ 施設見学等を通じた国際協力　継続

区が有する廃棄物処理や資源循環に関する知見や技術について、海外の自治体や関係機関による施設見学の受入れや情報交換を通じて共有し、資源循環分野における国際協力を推進します。

【取組の効果】

ごみの減量、資源の分別、食品ロス削減、プラスチックの使用抑制などの行動を区民・事業者の日常に定着させ、分別意識の高い水準を維持・向上させることで、グラフに示す目標値の達成及び継続的な取組の推進を図ります。



5　計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、港区環境審議会において、毎年、区が実施･展開している施策の進捗を確認・評価していきます。

基本理念及び基本方針に基づき、区民・事業者・区の各主体がそれぞれの責任と役割を認識して、主体的にごみの減量・資源化に取り組むとともに、数値目標の達成に向けた各主体の意識改革や行動変容を促すため、それぞれの取組の進捗状況や目標の達成状況等を区ホームページでの公表や清掃協力団体への情報提供などにより広く周知します。

本計画の進行管理の流れ

Ｐｌａｎ 計画の策定	→	Ｄｏ 施策の実行	→	Ｃｈｅｃｋ 進捗確認・評価	→	Ａｃｔ 見直し
基本理念・基本方針に基づき、施策や数値目標を定めます。		区民･事業者･区がそれぞれの役割に基づき、施策を実行します。		港区環境審議会において、毎年、進捗状況や目標達成状況を確認・評価します。		評価結果を踏まえ、必要に応じて施策や周知方法を見直します。

確認する数値目標項目

数値目標

① 区収集ごみ量
② 資源化率
③ 持込ごみ量

取組指標

① 総排出量
② 可燃ごみへの資源混入割合
③ 食品ロス発生量
④ プラスチック排出量
⑤ 集団回収による資源回収量
⑥ 再利用計画書上の再利用率
⑦ 温室効果ガスの排出量